

地球温暖化対策報告書（その1）

1 事業者の氏名等

事業者 の 氏 名 (法人にあつては名称 及び代表者の氏名)	株式会社大塚商会 代表取締役社長 大塚裕司
事 業 者 番 号	A 0 7 7 9

2 報告する事業所等の全体の状況（平成29年度）

条例第8条の23第1項 報 告 事 業 所 数	21 事業所	原油換算エネルギー 使 用 量 の 合 計	5,131 kl
条例第8条の23第2項 報 告 事 業 所 数	0 事業所	原油換算エネルギー 使 用 量 の 合 計	0 kl

3 地球温暖化対策のレベル

重 点 対 策 の レ ベ ル	1
-----------------	---

4 事業者としての取組

取組方針	環境目標:事業活動から出るCO2排出量を原単位で前年比1%以上改善を目指す。																																		
組織体制の整備の状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">重点対策</th> <th colspan="2">その他対策</th> </tr> <tr> <th>対策番号</th> <th>対策名</th> <th>対策番号</th> <th>対策名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A101</td> <td>地球温暖化対策の方針等の設定</td> <td>A104</td> <td>取組状況の点検体制の構築</td> </tr> <tr> <td>A102</td> <td>温暖化対策推進担当の配置</td> <td>A106</td> <td>本社等による支店の支援</td> </tr> <tr> <td>A103</td> <td>具体的な取組目標と内容の設定</td> <td>A110</td> <td>外部専門家への相談依頼の実施</td> </tr> <tr> <td>A111</td> <td>全従業員に温暖化対策情報の提供</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			重点対策		その他対策		対策番号	対策名	対策番号	対策名	A101	地球温暖化対策の方針等の設定	A104	取組状況の点検体制の構築	A102	温暖化対策推進担当の配置	A106	本社等による支店の支援	A103	具体的な取組目標と内容の設定	A110	外部専門家への相談依頼の実施	A111	全従業員に温暖化対策情報の提供										
重点対策		その他対策																																	
対策番号	対策名	対策番号	対策名																																
A101	地球温暖化対策の方針等の設定	A104	取組状況の点検体制の構築																																
A102	温暖化対策推進担当の配置	A106	本社等による支店の支援																																
A103	具体的な取組目標と内容の設定	A110	外部専門家への相談依頼の実施																																
A111	全従業員に温暖化対策情報の提供																																		

5 特記事項

当社は平成23年実績まで「地球温暖化対策報告書」の提出義務がありましたが、対象事業所(20事業所)の省エネが進み、翌年から対象事業所合算のエネルギー使用量が3000kl未満となり提出義務がなくなったため、それ以降は「地球温暖化対策報告書」の提出はしていませんでした。当時都内事業所には、「地球温暖化対策報告書」の対象事業所以外に特定地球温暖化対策事業所に指定されていた本社ビルがありましたが、本年平成29年度より指定取消され30kl以1500kl未満の「地球温暖化対策報告書」の対象事業所に加わりました。従いまして、本年度は本社ビルを加え対象事業所合算のエネルギー使用量が3000kl以上となりましたので、再度「地球温暖化対策報告書」を提出することになりました。
